

会津若松市職員の営利企業等への従事に関する取扱い基準

令和8年7月23日決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、会津若松市職員服務規則（昭和40年会津若松市規則第20号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、職員が営利企業等に従事しようとする場合等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 営利企業等 会社法（平成17年法律第86号）上の会社のほか、法律によって設立される法人、人格のない社団財団等で、営利活動を営むものをいう。
 - (2) 役員等 取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、監事、支配人、発起人（これらの職名になくとも、実質的に経営又は運営に携わると判断される場合を含む。）及び精算人をいう。
 - (3) 自営 職員が自己の名義で営利企業等その他事業の経営又は運営を行う場合（他者の名義であっても、実質的に当該職員が経営又は運営しているものと判断される場合を含む。）をいう。
 - (4) 地域貢献活動 公益性が高い活動であって、市内外の地域の発展、活性化に寄与する職務外の活動をいう。
 - (5) 報酬 名称にかかわらず労務、仕事の完成、事務処理の対価として支払われる金銭その他の有価物をいう。ただし、労働契約、雇用契約その他これらに準ずる契約に基づき、労働することの対価として支払われる賃金、給料、手当、賞与その他の名称で支給される金銭、物品その他の経済的利益を除く。
 - (6) 特別な利害関係 補助金等の割当、交付等を行う場合、物件の使用、権利の設定等について許可、認可、免許等を行う場合、生産方式、規格、経理等に対する検査、監査等を行う場合、税の査定、徴収を行う場合など、市の職員と営利企業等との間に、これらの権限行使や監督を行う関係が生じることをいう。
 - (7) 契約関係 市と工事、物品購入等に係る契約を締結する関係又は市の入札参加資格に登録している関係をいう。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは、前項の定義に該当しないものとする。
- (1) 営利企業等に該当しないもの 町内会、PTA、農事組合及び農地や農業用施設の維持・保全を行う組織等
 - (2) 役員等に該当しないもの 前号に規定する団体の役員等
 - (3) 自営に該当しないもの
 - ア 自家消費程度の小規模な飯米、野菜等を生産する場合（同程度の農地や農業機械等を貸し付ける場合を含む。）
 - イ 個展、演奏会等の文化芸術活動を趣味として行う場合で、定期的又は継続的に行われるものでない場合
 - ウ インターネットオークションやフリーマーケット等で物品の販売を行う場合で、定期的又は継続的に行われるものでない場合
 - エ アンケートへの回答等を行う場合で定期的又は継続的に行われるものでない場合
 - (4) 報酬に該当しないもの
 - ア 講演料、原稿執筆等の謝金（一時的なものに限る。）
 - イ 交通費、宿泊費等の実費弁償
 - ウ 前号のアからエまでに該当する場合において得た金銭その他の有価物で、社会通念上相当と認められる程度を超えない額であるもの

(自営の基準)

第3条 次の各号に掲げる事業の経営が当該各号に定める場合に該当するときは、当該事業の経営を自営に当たるものとして取り扱うものとする。

- (1) 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等 大規模に経営され客観的に営利を主目的とすると判断される場合
- (2) 不動産又は駐車場の賃貸 次のいずれかに該当する場合
 - ア 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。
 - (イ) 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一

の部分の数が10室以上であること。

(ウ) 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。

(エ) 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。

(オ) 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

イ 駐車場の賃貸 次のいずれかに該当する場合

(ア) 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

(イ) 駐車台数が10台以上であること。

ウ 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の合計額）が年額500万円以上である場合

エ ア又はイに掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

(3) 太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売 販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上である場合

(4) 公益性が高い活動、市内外の地域の発展、活性化に寄与する職務外の活動であって、かつ、職員が企画や主催するもの（名義が他人であっても、実質的に当該職員が企画、主催しているものと判断される場合を含む。）である場合

（許可の基準）

第4条 規則第24条に定める許可の基準は、以下の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項のいずれにも適合すると認められる場合とする。

(1) 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営を行う場合

ア 職員の職務と許可に係る不動産若しくは駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、市と許可に係る不動産若しくは駐車場の賃貸との間に契約関係又はその発生のおそれがないこと。ただし、相続、遺贈等により継承したものは、この限りではない。

イ 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

ウ その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(2) 太陽光電気の販売に係る自営を行う場合

ア 職員の職務と許可に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、市と許可に係る太陽光電気の販売との間に契約関係又はその発生のおそれがないこと。ただし、相続、遺贈等により継承したものは、この限りではない。

イ 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

ウ その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(3) 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営を行う場合

ア 職員の職務と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、市と当該事業との間に契約関係又はその発生のおそれがないこと。ただし、農業に関する事業は、この限りではない。

イ 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

ウ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

エ その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(4) 報酬を伴う地域貢献活動を行う場合

ア 主に勤務時間外、週休日及び休日の活動であり、職務の遂行に支障を来すおそれがないこと。

イ 職務遂行上その能率に悪影響を与えないと認められること。

ウ 地方公務員としての信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるおそれがないこと。

エ 職員の職務と活動先の団体との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、市と活動先の団体との間に契約関係又はその発生のおそれがないこと及び特定の利益に偏ることなく、職務の公正の確保を損なうおそれがないこと。

オ 活動先の団体において役員等でないこと。

カ 報酬の額が、社会通念上相当と認められる程度を超えない額であること。

キ 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動その他法令に反する活動でないこと。

ク 活動する職員が、活動開始予定日の直前の人事評価において、標準以上の能力評価と業績評価を受けていること。

ケ 病気休暇を取得している又は休職、休業中等の職員でないこと。

コ 過去2年間、許可を受けずに活動したこと又は許可に係る申請・変更の手続を行わなかった

こと等がないこと。

(5) 前号の報酬を伴う地域貢献活動のうち、社会福祉活動等に係る活動を行う場合

ア 主に勤務時間外、週休日及び休日の活動であり、職務の遂行に支障を来たすおそれがないこと。

イ 職務遂行上その能率に悪影響を与えないと認められること。

ウ 地方公務員としての信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるおそれがないこと。

エ 活動先の団体において、役員等でないこと。

オ 報酬の額が、社会通念上相当と認められる程度を超えない額であること。

カ 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動その他法令に反する活動でないこと。

キ 活動する職員が、活動開始予定日の直前の人事評価において、標準以上の能力評価と業績評価を受けていること。

ク 病気休暇を取得している又は休職中等の職員でないこと。

ケ 過去2年間、許可を受けずに活動したこと又は許可に係る申請・変更の手続を行わなかったこと等がないこと。

(6) 第1号から前号までに該当しない活動（ただし、職員が市の出資する企業体の役員を兼ねる場合を除く。）を行う場合

ア 主に勤務時間外、週休日及び休日の活動であり、職務の遂行に支障を来たすおそれがないこと。

イ 職務遂行上その能率に悪影響を与えないと認められること。

ウ 当該営利企業等との間に、特別な利害関係や契約関係がない又は生じないと認められること。

エ 地方公務員としての信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるおそれがないこと。

オ 活動先の団体において、役員等でないこと。

カ 報酬の額が、社会通念上相当と認められる程度を超えない額であること。

キ 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動その他法令に反する活動でないこと。

ク 活動する職員が、活動開始予定日の直前の人事評価において、標準以上の能力評価と業績評価を受けていること。

ケ 病気休暇を取得している又は休職、休業中等の職員でないこと。

コ 過去2年間、許可を受けずに活動したこと又は許可に係る申請・変更の手続を行わなかったこと等がないこと。

（許可の申請）

第5条 職員は、規則第24条に定める許可を受けようとする場合は、相当の期間を設け事前に営利企業等従事許可申請書（兼変更許可・許可取下申請書）（第1号様式）により任命権者に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書面等を添付しなければならない。

(1) 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営の場合

ア 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書面

イ 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面

ウ 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面

エ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合を示す書面

オ その他参考となる資料

(2) 太陽光電気の販売に係る自営の場合

ア 太陽光発電設備の仕様書の写し等太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする書面

イ 太陽光電気の販売契約書の写し等太陽光電気の販売の内容を明らかにする書面

ウ 事業者が管理業務を委託する契約書の写し等太陽光電気の販売に係る管理業務の方法を明らかにする書面

エ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合を示す書面

オ その他参考となる資料

(3) 不動産等賃貸又は太陽光電気の販売以外の事業に係る自営の場合

ア 職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面

イ 事業報告書、組織図、事業場の見取図等当該事業の概要を明らかにする書面

ウ 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等職員の職務遂行に影響がないことを明らかにする書面

エ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合を示す書面

オ その他参考となる資料

(4) 報酬を伴う地域貢献活動の場合

ア 活動実績・計画報告書（第2号様式）

イ その他参考となる資料

(5) 第1号から前号までに該当しないもので、許可を必要とする活動の場合

ア 許可を必要とする行為の内容が分かる資料

イ その他参考となる資料

（許可の通知）

第6条 任命権者は、前条の規定による申請の内容を審査し、許可の要件を満たすと判断した場合は、条件を付した許可通知書を、要件を満たさないと判断した場合は、理由を付して許可しない旨の通知を、当該申請をした職員に対し、送付するものとする。

2 前項の許可の期限は、原則として、一年度内に限るものとする。

（許可内容に変更や中止がある場合）

第7条 次のいずれかに該当する場合は、許可を受けた職員は、速やかに営利企業等従事許可申請書（兼変更許可・許可取下申請書）を任命権者へ提出すること。

(1) 許可を受けた営利企業等への従事の内容等に変更が生じた場合

(2) 許可を受けた営利企業等への従事を中止する場合

(3) 許可を受けた営利企業等との間に特別な利害関係や契約関係又はその発生のおそれが生じた場合

（報告）

第8条 第4条第1項第4号及び第5号に該当するものとして許可を受けた職員は、毎年度2月末日までに、活動実績・計画報告書を任命権者に提出しなければならない。ただし、許可期間終了を迎え、再度許可申請をする場合は、活動実績・計画報告書の提出に併せて、営利企業等従事許可申請書（兼変更許可・許可取下申請書）を提出しても差し支えないものとする。

（許可の取消）

第9条 任命権者は、許可をした後において、事業の変更その他の事由により、第4条に規定する基準に反すると認める場合は、その許可を取り消すものとする。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、令和8年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（会津若松市職員の営利企業等の従事制限等に関する基準の廃止）

2 会津若松市職員の営利企業等の従事制限等に関する基準（令和2年11月30日決裁）は、廃止する。（経過措置）

3 施行日において、廃止前の会津若松市職員の営利企業等の従事制限等に関する基準の規定に基づき営利企業等の従事に係る許可を受けている職員における当該許可の効力については、なお従前の例による。